

# 尾道市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

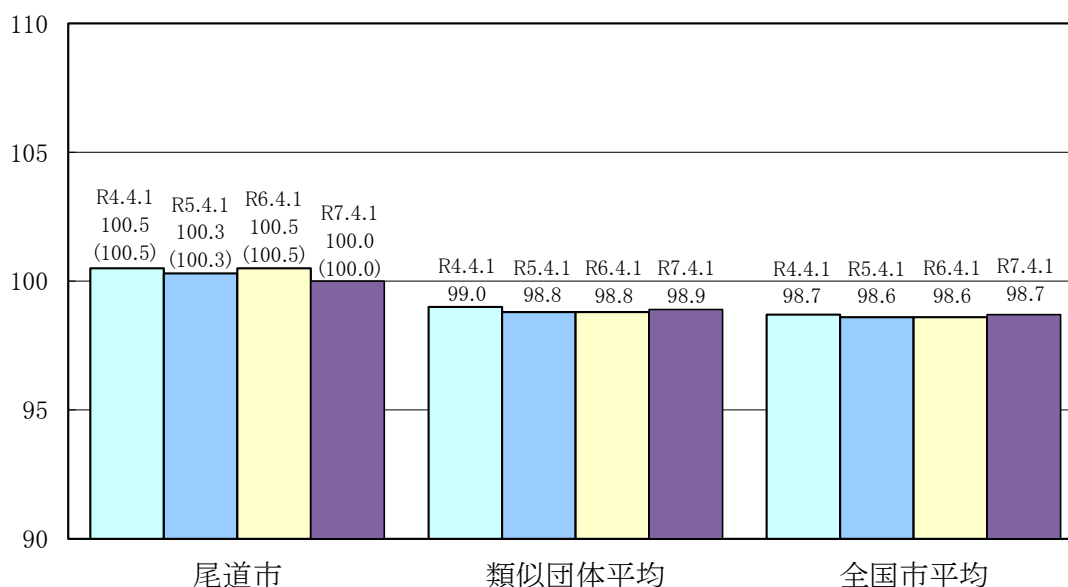
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	126,361	67,909,878	207,367	10,711,555	15.8	14.8

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和6年度	920	3,642,126	757,764	1,512,656	5,912,546	6,427	6,244

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含んでいない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む。）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

**(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について**

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準2%に対し、尾道市においても2%を支給。  
 (実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日からは4%を支給。

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	－ %	2 %	4 %
尾道市の支給割合	－ %	2 %	4 %

③その他の見直し内容

扶養手当、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施（令和7年4月1日実施）

**(5) 特記事項**

特になし

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

**(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）**

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
尾道市	46.1 歳	356,181 円	434,559 円	385,949 円
広島県	43.0 歳	337,278 円	419,544 円	378,982 円
国	41.9 歳	332,237 円	－ 円	414,480 円
類似団体	42.6 歳	330,581 円	406,804 円	367,389 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A) (国比較ベース)	平均給与月額(B) (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
尾道市	53.2 歳	72 人	312,965 円	354,837 円	330,174 円	－	－	－	－
うち学校給食調理員	57.3 歳	13 人	298,538 円	318,483 円	308,903 円	調理士	44.5 歳	260,100 円	1.22
うち用務員	56.5 歳	22 人	335,336 円	370,768 円	353,837 円	用務員	43.6 歳	208,100 円	1.78
うち清掃職員	47.6 歳	29 人	292,966 円	347,263 円	312,790 円	廃棄物処理従業員	48.0 歳	320,600 円	1.08
広島県	－ 歳	－ 人	－ 円	－ 円	－ 円	－	－	－	－
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	－ 円	337,907 円	－	－	－	－
類似団体	54.2 歳	34 人	317,679 円	356,022 円	333,539 円	－	－	－	－

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
尾道市	－	－	－
うち給食調理員	5,170,336 円	3,447,200 円	1.50
うち用務員	5,861,344 円	2,712,000 円	2.16
うち清掃職員	5,158,580 円	4,457,900 円	1.16

\* 広島県人事委員会の民間給与実態調査(技能・労務関係職種:電話交換手、守衛、用務員)の状況は次のとおりです。

平均年齢	平均給与月額	年収ベース
50.4	353.3千円	5,331.5千円

(注) 令和4年から令和6年までの3ヵ年平均。平均給与月額を12倍したものに、毎年の特別給支給状況の額を加えた試算値です。

- \* 「年収ベースの比較」の「公務員(C)」と「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値です。
- \* 公務員においては、臨時・非常勤等非正規職員を含みませんが、民間の算出根拠である賃金構造基本統計調査は一定の条件のもとで、アルバイト等非正規社員も含んでいます。また、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態、平均経験年数等の点において、完全に一致しているものではありません。
- \* 賃金構造基本統計調査が企業規模10人以上の企業を対象とするのに対し、人事院及び広島県人事委員会の民間給与実態調査は、事業所規模50人以上の事業所を対象としています。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
尾道市	41.3 歳	344,408 円	445,740 円	376,335 円
広島県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	- 歳	- 円	- 円	- 円
類似団体	39.3 歳	320,387 円	407,036 円	357,422 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当、特殊勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		尾 道 市	広 島 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	228,738 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	197,583 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	185,700 円	- 円	- 円
消 防 職	大 学 卒	- 円	- 円	- 円
	高 校 卒	211,600 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

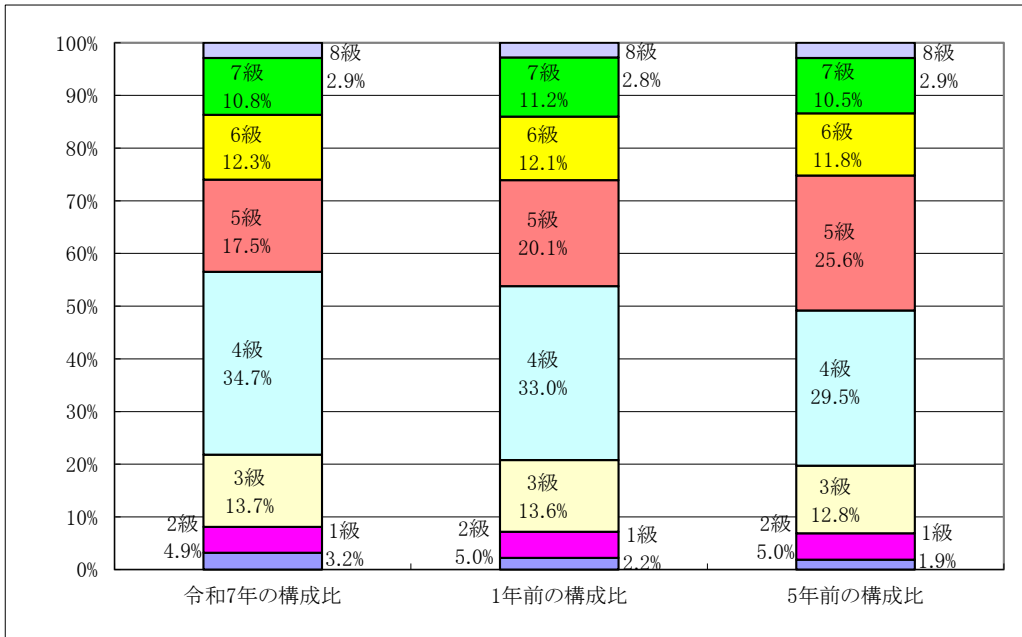
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	307,488 円	- 円	379,013 円	408,600 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	374,622 円
消 防 職	大 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高 校 卒	293,150 円	357,900 円	395,075 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

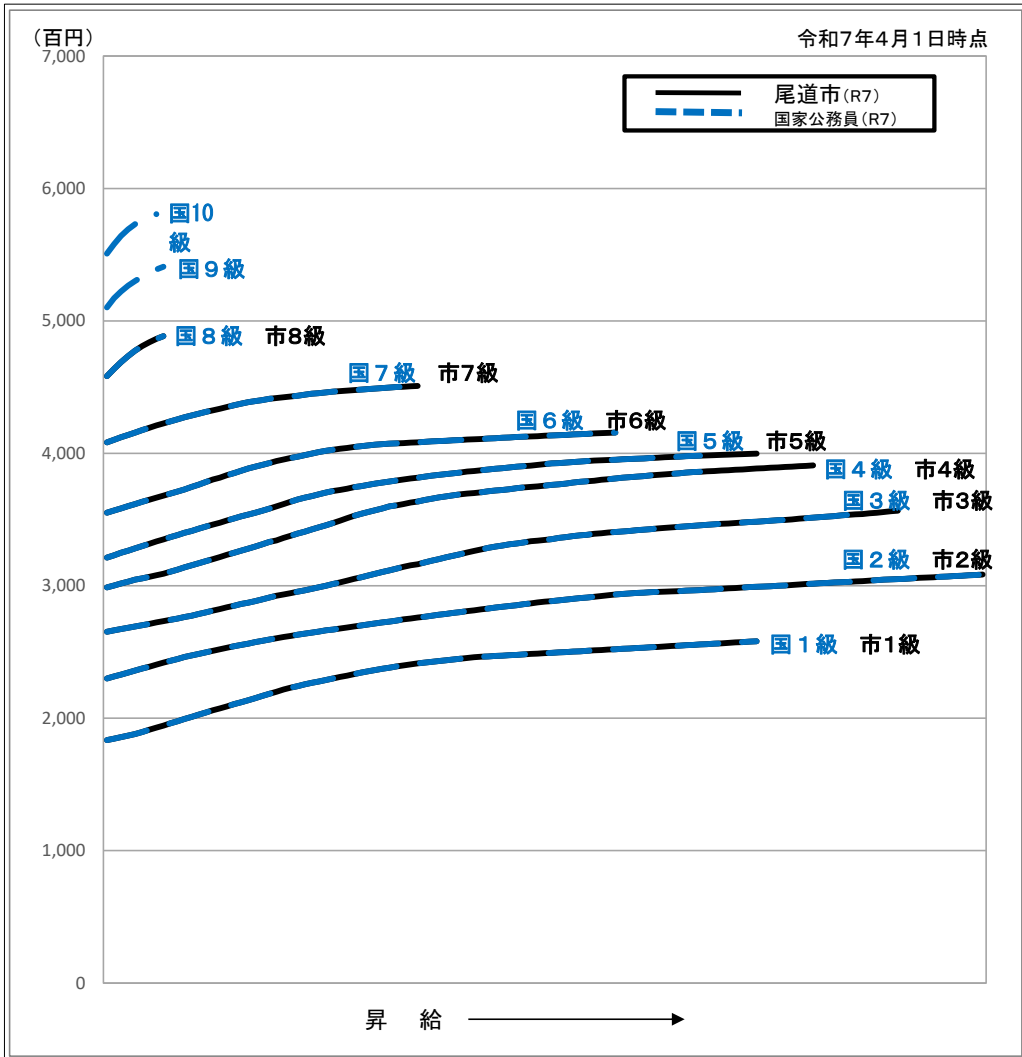
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

等級	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務	15 人	3.2 %	183,500 円	258,100 円
2 級	経験を必要とする職務	23 人	4.9 %	230,000 円	308,500 円
3 級	高度の知識又は経験を必要とする職務	65 人	13.7 %	265,300 円	356,700 円
4 級	本庁、出先機関又は委員会等の事務局の主任の職務	164 人	34.7 %	298,800 円	390,900 円
5 級	本庁、出先機関又は委員会等の事務局の係長級の職務	83 人	17.5 %	321,300 円	399,800 円
6 級	本庁、出先機関又は委員会等の事務局の課長補佐級の職務	58 人	12.3 %	355,200 円	415,700 円
7 級	本庁、出先機関又は委員会等の事務局の課長級(会計管理者を含む。)の職務	51 人	10.8 %	408,300 円	452,100 円
8 級	本庁、出先機関又は委員会等の事務局の部長級の職務	14 人	2.9 %	458,300 円	488,500 円

- (注) 1 尾道市の給与条例に基づく給料表の等級区分による職員数です。  
 2 再任用職員は含んでいません。



(2) 国との給料表カーブ比較 (行政職 (一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（尾道市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(注) 平成28年度から本格導入している人事評価の実施状況を検証しながら、制度設計を行うこととしています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

尾 道 市	広 島 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,644 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,767 千円	-
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 ( 1.4 )月分 勤勉手当 2.1 月分 ( 1.0 )月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 ( 1.4 )月分 勤勉手当 2.1 月分 ( 1.0 )月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 ( 1.4 )月分 勤勉手当 2.1 月分 ( 1.0 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%から20% 管理職加算5%から25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%から20% 管理職加算10%から25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(尾道市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

尾 道 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7 /100		調整率	83.7 /100	
その他の加算措置 (退職時特別昇給	定年前早期退職特例 2%から30% なし)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 2%から45%	
1人当たり平均支給額	自己都合 505 千円	応募認定・定年 21,624 千円	-		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			827 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			206,746 円
支給対象地域等	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
広島市	7 %	3 人	10 %
三原市	3 %	1 人	3 %
東京都特別区	20 %	- 人	20 %

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			31,629 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			78,484 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)			40.2 %	
手当の種類(手当数)			13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	感染症の防疫業務に従事する職員	感染症の防疫業務	0 千円	防疫作業1日または1件につき200円 特定新型インフルエンザ等に係る防疫等作業1日につき3,000円 緊急かつ心身に著しい負担を与えるとして市長が認めるものは1日につき4,000円を超えない範囲内で市長が定める額
行旅死病人等取扱手当	行旅病人又は行旅死病人等の取扱いに従事した職員	行旅死亡または病人の取扱業務	6 千円	1件につき死亡人 3,000円 病人 1,500円
徴収事務手当	収納課に勤務する職員	税及び保険料の徴収事務	291 千円	1件につき差押業務 100円 引揚業務 200円 徴収事務に従事する場合1日につき100円
福祉事務職員手当	社会福祉課及び因島福祉課に勤務する職員	生活保護の決定及び実施に関する業務に従事したとき	550 千円	1日につき150円
特殊現場作業手当	著しく危険又は高所・深所などで現場作業に従事した職員	地上7.5m以上、地下4m以下、ほか著しく危険又は身体を汚染する業務	42 千円	1日につき350円
清掃作業従事職員手当	清掃事務所、衛生施設センター、南部清掃事務所に勤務する職員	清掃作業に従事	3,399 千円	1日につき清掃作業従事 500円 廃棄物処理に従事 350円 犬ねこ死体処理 100円
保育士等処遇改善臨時特例手当	保育所、幼稚園に勤務する保育士等	保育業務等	10,115 千円	月額5,500円～9,000円
出動手当	消防職員	火災、水害等の災害での消火活動等	730 千円	作業1回につき100円
消防特殊業務手当	消防職員	特別救助作業及びはしご付きポンプ車の登りの作業	321 千円	当務日1日につき100円 火災等の災害防除作業に従事 1日につき150円
潜水業務手当	消防職員	潜水器具を使つての潜水作業業務	40 千円	災害時1日につき300円 訓練1日につき200円
機関勤務手当	消防職員	消防車及び消防艇の操作業務	1,227 千円	当務日1日につき1級150円 2級1日につき100円
救急手当	消防職員	救急業務	2,553 千円	取扱い1件につき100円
夜間業務手当	消防職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる場合	12,355 千円	5時間以上 980円 2時間以上5時間未満 650円 2時間未満 440円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	288,299 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	314 千円
支給実績(令和5年度決算)	269,233 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	287 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族である配偶者 3,000円 (課長級までの職員)	同		108,084 千円	242,885 円
	配偶者以外の扶養親族(子) 11,500円	同			
	配偶者以外の扶養親族(父母等) 6,500円 (部長級職員 3,500円)	同			
	扶養親族のうち特定期間にある子(1人につき・加算) 5,000円	同			
住居手当	借家 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 支給限度28,000円	同		52,077 千円	275,539 円
通勤手当	交通機関利用・交通用具使用 (1kmから支給)	異	国は2kmから	126,557 千円	135,211 円
	支給限度150,000円	同			
単身赴任手当	基礎額30,000円 加算額8,000円～70,000円	同		- 千円	- 円
管理職手当	・部長 15% ・課長 13%	異	国は定額支給	55,349 千円	683,316 円
定時制通信教育手当	定時制学校の養護教諭 10%			- 千円	- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が午後10時から午前5時の間に勤務(1時間当り給料額×25%×勤務時間)	同		20,501 千円	79,156 円
休日勤務手当	休日に勤務を命じられた場合 (1時間当り給料額×135%×勤務時間)	同		82,515 千円	200,766 円
宿日直手当	特殊な業務を行う職員7,400円 その他の職員4,400円	同		- 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要により休日等に勤務した場合 休日: 部長級8,000円、課長級6,000円 平日深夜: 部長級4,000円、課長級3,000円	同		66 千円	9,429 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	給料	月	額等	
			(参考)類似団体における最高/最低額	
報酬	市長	940,000 円	1,088,000 円	884,000 円
	副市長	780,000 円	893,000 円	708,000 円
	教育長	680,000 円	842,000 円	602,000 円
	議長	520,000 円	630,000 円	452,000 円
	副議長	480,000 円	550,000 円	400,000 円
	議員	450,000 円	520,000 円	370,000 円
期末手当	市長 副市長 教育長	(令和6年度支給割合) 4.6 月分		
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 4.6 月分		
退職手当	市長	(算定方式) (94万×在職月数×0.36) + (94万×在職年数)	(1期の手当額) 20,003,200 円	(支給時期) 任期毎
	副市長	(78万×在職月数×0.28) + (78万×在職年数)	13,603,200 円	任期毎
	教育長	(68万×在職月数×0.20) + (68万×在職年数)	6,936,000 円	任期毎
	備考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月、教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

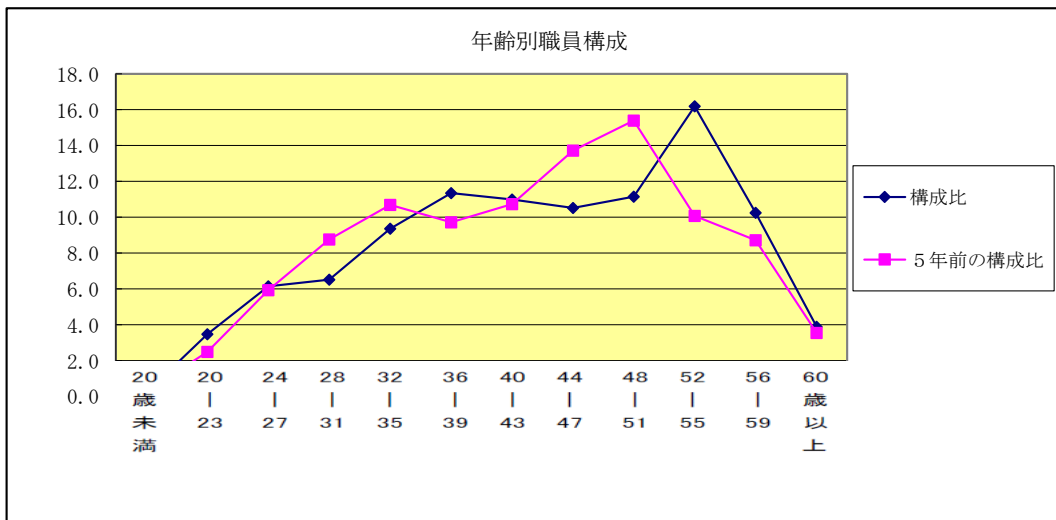
部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由		
		令和6年	令和7年				
普通会計部門	一般行政部門	議会	8	8	0	増	
						減	
		総務	124	129	5	増	政策企画課業務増(1)、その他体制強化(5)
						減	他団体派遣者減(▲1)、参事廃止(▲1)
		税務	48	47	▲1	増	
						減	市民税課体制見直し(▲1)
		労働	0	0	0	増	
						減	
		農林水産	35	37	2	増	農林水産課体制強化(1)、土木課体制強化(1)
						減	
	商工	27	26	▲1	増		
					減	他団体派遣者減(▲1)	
	土木	91	91	0	増		
					減		
	民生	178	178	0	増		
					減		
	衛生	75	77	2	増	清掃事務所体制強化(1)、南部清掃事務所体制強化(1)	
					減		
	計	586	593	7	<参考> 人口1万当たり職員数 46.92 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 53.09 人)		
教育部門	132	130	▲2	増	栄養士配置(1)		
				減	大学への派遣者減(▲1)、退職者(▲2)		
消防部門	202	204	2	増	業務体制強化(2)		
				減			
小計	920	927	7	<参考> 人口1万当たり職員数 73.34 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 71.43 人)			

公営企業会計等部門	病院	903	870	▲ 33	増	
					減	業務体制見直し(▲33)
	水道	49	48	▲ 1	増	
					減	業務体制見直し(▲1)
	交通	1	1	0	増	
					減	
	下水道	15	16	1	増	業務体制強化(1)
					減	
	その他	40	41	1	増	業務体制強化(1)
					減	
	小計	1,008	976	▲ 32		
	合計	1,928	1,903	▲ 25		
	[ 2,287 ]	[ 2,287 ]	[ 0 ]	<参考>	人口1万当たり職員数 150.56 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2)年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	4人	66人	117人	124人	178人	216人	209人	200人	212人	308人	195人	74人	1,903人

## (3)職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		634	618	607	597	586	593	▲ 6.5 (%)
教育		147	143	139	136	132	130	▲ 11.6 (%)
消防		206	206	204	205	202	204	▲ 1.0 (%)
普通会計		987	967	950	938	920	927	▲ 6.1 (%)
公営企業等会計		988	980	998	1,013	1,008	976	▲ 1.2 (%)
総合計		1,975	1,947	1,948	1,951	1,928	1,903	▲ 3.6 (%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 上下水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 5,456,146	千円 212,105	千円 477,687	% 8.8	% 8.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費101,248千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 50	千円 216,682	千円 31,663	千円 89,520	千円 337,865	千円 6,757	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。  
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。  
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員が含まれており、会計年度任用職員を含んでいない。

##### イ 特記事項 特になし

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
上下水道事業	45.0 歳	352,439 円	431,770 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

尾道市		上下水道事業	
1人当たり平均支給額(令和6年度)	1,644 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度)	1,601 千円
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.5 月分	2.1 月分	2.5 月分	2.1 月分
( 1.4 )月分	( 1.0 )月分	( 1.4 )月分	( 1.0 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%から20%		・役職加算 5%から20%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

##### イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

尾道市				上下水道事業			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例 2%から30%			その他の加算措置	定年前早期退職特例 2%から30%		
(退職時特別昇給	なし)			(退職時特別昇給	なし)		
1人当たり平均支給額	505 千円	21,624 千円		1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

##### ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)				-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)				-	円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)		
-	- %	- 人	-		

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(令和6年度決算)		551 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		21,198 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		43.3 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度実績)	左記職員に対する支給 単価
停水手当	停水処分に従事する職員	停水処分	- 千円	1件につき350円
非常召集手当	勤務時間外又は休日に水道管破裂 その他重大な事故等が発生したとき 非常召集により勤務する職員		258 千円	1回につき2,500円
危険手当	1 劇薬物取扱業務に従事する職員 2 高電圧取扱業務に従事する職員 3 高所業務に従事する職員 4 深所業務に従事する職員 5 その他危険場所業務に従事する職員	危険業務	293 千円	日額350円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	18,805 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	324 千円
支給実績(令和5年度決算)	17,403 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	300 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。  
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族である配偶者3,000円 (課長級までの職員) 配偶者以外の扶養親族(子) 11,500円 配偶者以外の扶養親族(父母等) 6,500円(部長級職員 3,500円) 扶養親族のうち特定期間にある子 (1人につき・加算) 5,000円	同		7,177 千円	231,544 円
住居手当	借家 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 支給限度 28,000円	同		2,223 千円	227,879 円
単身赴任手当	基礎額30,000円 加算額8,000円～70,000円	同		- 千円	- 円
通勤手当	交通機関利用・交通用具使用(1kmから支給)支給限度 150,000円	同		3,951 千円	77,481 円
管理職手当	・局長 15% ・課長 13%	同		2,884 千円	720,529 円
休日勤務手当	1時間につき 135/100	同		※時間外勤務手当に含まれます。	
夜間勤務手当	1時間につき 25/100	同		- 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要により休日等に勤務した場合 休日：部長級8,000円、課長級6,000円 平日深夜：部長級4,000円、課長級3,000円	同		18 千円	9,000 円

キ 特別職の給料等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	給 料 月 額 等
給料	590,000 円
期末手当	(令和6年度支給割合) 4.6 月分
退職手当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) (59万×在職月数×0.11) + (59万×在職年数) 5,475,200 円 任期毎
その他の手当	通勤手当 内容及び支給単価は職員と同じ

- (注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 病院事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 14,632,046	千円 -455,999	千円 8,502,304	% 58.1	% 56.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 899	千円 3,331,831	千円 1,133,360	千円 1,447,518	千円 5,912,709	千円 6,577	千円 7,465

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員が含まれており、会計年度任用職員を含んでいない。

イ 特記事項

特になし

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

職種	平均年齢	基本給	平均月収額
全職員	43.2 歳	320,422 円	563,740 円
医師	47.4 歳	553,007 円	1,597,233 円
看護師	43.4 歳	312,946 円	523,238 円
事務職員	44.8 歳	335,716 円	526,156 円
市町村平均(全職員)	43.8 歳	346,637 円	618,183 円
市町村平均(医師)	43.8 歳	576,481 円	1,429,309 円
市町村平均(看護師)	42.0 歳	315,921 円	517,999 円
市町村平均(事務職員)	47.1 歳	335,568 円	526,889 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

尾道市		病院事業	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,644 千円		1,509 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.5 月分	2.1 月分	2.5 月分	2.1 月分
( 1.4 )月分	( 1.0 )月分	( 1.4 )月分	( 1.0 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%から20%		・役職加算 5%～20%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

尾道市				病院事業			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例 2%から30%				その他の加算措置 定年前早期退職特例 2%から30%			
(退職時特別昇給 なし)				(退職時特別昇給 なし)			
1人当たり平均支給額		505 千円 21,624 千円		1人当たり平均支給額		2,319 千円 17,147 千円	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。  
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		29,451 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		841,457 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
医師	16 %	35 人	- %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			506,212 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			727,316 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)			79.5 %	
手当の種類(手当数)			21	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	診療放射線技師及びその他の職員 (市民病院)	診療エックス線の 照射業務	478 千円	1日につき放射線技師100円、 その他の職員80円
市医研究手当	医師(市民病院)	診療業務に従事した 場合	48,270 千円	院長 月額170,000円 副院長及び部長 月額 150,000円 副部長、診療所長、室長、診 療科長及び主幹 月額 130,000円 室長補佐 月額120,000円 医長 月額110,000円 医師 月額100,000円
市医診療手当	医師(市民病院)	診療業務に従事した 場合	88,697 千円	診療報酬調定額の1.5/100で 人数と給料額で按分
夜間看護等手当	看護師及び助産師、救急業務に従 事した職員(市民病院)	正規の勤務時間 の一部又は全部 が深夜に行われる 場合、救急業務に 対処するため緊急 呼び出しを受けた 職員	57,950 千円	勤務1回につき 深夜時間全部の時間 6,800 円 4時間以上 3,300円 2時間以上4時間未満 2,900 円 2時間未満 2,000円 緊急呼び出し 1,620円 救急対処自宅待機 1,300円
病理検査手当	臨床検査技師(市民病院)	病理細菌検査業 務	199 千円	1日につき50円
解剖手当	医師(市民病院)	死体の解剖作業	- 千円	1件につき15,000円
医療従事者手当	医師(市民病院)	当直勤務におい て患者の診療に 従事した場合	6,527 千円	宿直15,000円 日直10,000円
緊急内視鏡検査手当	医師(市民病院)	時間外又は深夜 に診療報酬点数 の加算を伴う内視 鏡検査実施時	- 千円	加算される診療報酬点数の2 分の1の数に10円を乗じた額
夜間救急診療業務手当	夜間救急診療所において診療業務 に従事する医師及びその他の職員 (市民病院・公立みつき病院)	夜間救急診療業 務	- 千円	勤務1回につき医師20,000 円、その他の職員2,900円
臨床研修医指導手当	医師(市民病院・公立みつき病院)	臨床研修医の指 導業務	1,055 千円	月額5,000円～15,000円
医療従事者手当	医師(公立みつき病院)	診療業務に従事 した場合	149,881 千円	月額252,500円～(資格取得 年数による)
夜間看護手当	助産師、保健師、看護師若しくは 准看護師(公立みつき病院)	正規の勤務時間 の一部又は全部 が深夜において行 われる場合、又は 午後7時から午後 10時までにおいて 2時間以上従事し た場合	36,591 千円	勤務1回につき 深夜時間全部の時間 6,800 円 4時間以上 3,300円 2時間以上 3,200円 2時間未満 2,000円 7時から10時 500円
夜間介護手当	介護福祉士、介護員並びに看護補 助者(公立みつき病院)	正規の勤務時間 の一部又は全部 が深夜において行 われる場合、又は 午後7時から午後 10時までにおいて 2時間以上従事し た場合	26,450 千円	勤務1回につき 介護福祉士 5,600円 介護員、看護補助者 5,100円 7時から10時 300円
呼出手当	医療従事者(公立みつき病院)	正規の勤務時間 以外の時間にお いて呼出を受けた 場合	1,595 千円	医師 1日3,000円 医師以外 1日1,240円
待機手当	医療従事者(公立みつき病院)	正規の勤務時間 以外の時間にお いて待機した場合	7,880 千円	1日1,000円～25,000円
介護支援手当	介護福祉士、介護員(公立みつき病 院)	施設での介護業 務	15,854 千円	夜間介護 月額17,000円 その他 月額16,000円
医師初任手当	医師(公立みつき病院)	診療業務	3,800 千円	月額10,000円～50,000円
特定新型インフルエン ザ等対策従事手当	医療従事者(市民病院、公立みつき 病院)	検査・診療業務	- 千円	1日1,500円 緊急かつ心身に著しい負担を 与えると管理者が認めるものは 1日につき4,000円を超えない 範囲内で管理者が定める額
看護職員等処遇改善 調整手当	看護師及びその他職員(市民病院) 看護師、准看護師、保健師、看護補 助者、介護福祉士及び介護員(公立 みつき総合病院)	看護業務等	47,359 千円	月額1,000円～12,000円

介護職員処遇改善調整手当	介護福祉士及び介護員(公立みつき病院)	施設での介護業務	8,442 千円	月額9,000円
介護職員処遇改善支援手当	介護福祉士及び介護員(公立みつき病院)	施設での介護業務	5,628 千円	月額6,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	304,843 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	339 千円
支給実績(令和5年度決算)	324,743 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	372 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	・扶養親族である配偶者 3,000円 (課長級までの職員) ・配偶者以外の扶養親族(子) 11,500円 ・配偶者以外の扶養親族(父母等) 6,500円 (部長級職員 3,500円) ・扶養親族のうち特定期間にある子(1人につき・加算) 5,000円	同		87,255 千円	268,477 円
住居手当	借家 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 支給限度額 28,000円	同		46,844 千円	269,218 円
通勤手当	交通機関利用・交通用具使用(1kmから支給) 支給限度 150,000円(市民病院)	同		40,262 千円	96,091 円
	2,900円~150,000円(公立みつき病院)	異		49,360 千円	117,804 円
単身赴任手当	基礎額30,000円 加算額8,000円~70,000円	同		- 千円	- 円
管理職手当	部長 15%、課長 13%(市民病院) 31,000円~200,000円(公立みつき病院)	異		41,579 千円	799,596 円
休日勤務手当	休日に勤務を命じられた場合(1時間当り給料額×135%×勤務時間)(市民病院)	同		※時間外勤務手当に含みます。	
宿日直手当	医師 日直宿直21,000円(市民病院)、やむを得ない事情による宿直31,000円(市民病院)、 半日直10,500円(市民病院) 放射線技師ほか6,100円(市民病院)、半日直 3,000円(市民病院)、その他職員 4,400円(市民病院)、 半日直2,200円(市民病院) 医師 平日宿直21,000円(公立みつき病院)、 日直(1日)23,000円(公立みつき病院)	異		34,784 千円	269,643 円
初任給調整手当	看護師等 16,000円、32,000円(市民病院)	異		6,571 千円	262,840 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が午後10時から午前5時の間に勤務(1時間当り給料額×25%×勤務時間)	同		69,145 千円	167,017 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要により休日等に勤務した場合 休日:部長級8,000円、課長級6,000円 平日深夜:部長級4,000円、課長級3,000円	同		- 千円	- 円

キ 特別職の給料等の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	780,000 円
期末手当	(令和6年度支給割合) 4.6 月分
退職手当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) (78万×在職月数×0.11)+(78万×在職年数) 7,238,400 円 任期毎
その他の手当	通勤手当 内容及び支給単価は職員と同じ (管理者が医師である場合) 扶養手当 内容及び支給単価は職員と同じ 管理職手当 30% 地域手当 16% 特殊勤務手当 研究手当 255,000円 病院事業管理者特別勤務手当 200,000円

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。